

# 商品概要説明書

(令和5年6月1日現在)

項目	内容
商品名	・教育資金一括贈与預金口座
ご利用いただける方	・個人（祖父母さま等の直系尊属から教育資金の贈与を受ける30歳未満の方で、本口座にお預け入れいただく前年の合計所得が1,000万円を超えていない方）
対象となる預金	・普通預金・決済用普通預金・貯蓄預金 *教育資金管理契約を締結していただきます。
口座開設方法	・当組合本支店の窓口で、お申し込みいただけます。
お預け入れ期間	・令和8年3月31日（火）まで
お預け入れ限度額	・1,500万円まで
お預け入れ方法	・口座開設店の窓口で、お預け入れいただけます。
お引出し方法	・口座開設店の窓口で、お引き出しいただけます。 授業料、入学金、塾費用等の教育資金に非課税措置が適用されますが、非課税措置の適用を受けるためには、学校等からの領収書等のご提出が必要となります。 なお、口座開設店以外の本支店およびキャッシュカードでのお引き出しはできません。
教育資金管理契約の終了	・教育資金管理契約は、以下に該当することになった場合に終了します。 ・ご預金者の方が30歳に達したとき（ただし、ご預金者の方が令和元年7月1日以降に30歳になられた場合、学校等への在学を条件に、最長40歳までご利用いただけます。） ・ご預金者の方が死亡されたとき ・口座の残高がゼロになったとき
祖父母さま等がお亡くなりになった場合	・祖父母さま等がお亡くなりになった場合は、そのお亡くなりになった日の管理残額について、ご預金者の方が祖父母さま等から相続または遺贈により取得したものとみなされ、相続税の対象となります。 また、祖父母さま等のお子さま（または代襲相続人であるお孫さま）以外が相続税の対象となる場合には、管理残額に対応する部分の相続税が2割加算されます。 なお、上記の取扱いは、ご預金者の方が23歳未満である場合、学校等に在学している場合、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合等には適用されません。（令和5年4月1日以後に取得した信託受益権等に対応する額については、お亡くなりになった贈与者の相続税の課税価格の合計額が5億円を超える場合はこの限りではありません。） ※平成31年3月31日以前に贈与を受けた資金については、対象外となります。 ※平成31年4月1日～令和3年3月31日に贈与を受けた資金については、祖父母さま等がお亡くなりになった日から3年以内に贈与を受けた資金について非課税措置の適用を受けたことがある場合のみ亡くなった日における管理残額が相続税の対象となります。（2割加算は対象外となります。）
手数料	無料
苦情処理措置 ・紛争解決措置	・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用下さい。 【窓口：新潟県信用組合総務部】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および当組合の休業日は除く） 受付時間：9:00～17:00 電話 025-228-4111 なお、苦情対応の手続きについては、上記窓口へお問い合わせいただくか、店頭ポスターまたは当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス <a href="https://www.niigata-kenshin.co.jp/">https://www.niigata-kenshin.co.jp/</a>

# 商品概要説明書

(令和5年6月1日現在)

項 目	内 容
	<p>・紛争解決措置</p> <p>新潟県弁護士会 示談あっせんセンター (電話：025-222-5533)                  東京弁護士会 紛争解決センター (電話：03-3581-0031)                  第一東京弁護士会 仲裁センター (電話：03-3595-8588)                  第二東京弁護士会 仲裁センター (電話：03-3581-2249)</p> <p>上記弁護士会にて紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合総務部または、新潟県信用組合協会、しんくみ相談所にお申し出ください(※)。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、前記東京・第一東京・第二東京弁護士会の各仲裁センターは、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。</p> <p>仲裁センター等では、東京都以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <p>①移管調停：東京都以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。                  ②現地調停：東京都の弁護士会の斡旋人と東京都以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京都を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。</p> <p>※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会下さい。</p>
	<p>【窓口1：新潟県信用組合協会】</p> <p>受付日：月曜日～金曜日(祝日および信用組合の休業日は除く)                  受付時間：9：00～17：00                  電 話：025-247-7433                  住 所：〒950-0088 新潟市中央区万代1-1-28(信用組合会館内)</p> <p>【窓口2：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】</p> <p>受付日：月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く)                  受付時間：9：00～17：00                  電 話：03-3567-2456                  住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5                  (全国信用組合会館内)</p>
預金保険制度	<p>・預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。</p>



新潟県信用組合

教育資金一括贈与預金口座